

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

京都市人事委員会

委員長 松枝 尚哉

京都市人事委員会規則第6号

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

(健康及び福祉を確保するために必要な勤務間の時間の確保)

第1条の2 任命権者は、職員の健康及び福祉を確保するため、勤務の終了からその次の勤務の開始までの時間について、勤務時間の変更、時間外勤務(第2条の2第1項の規定により命じられて行う勤務をいう。以下同じ。)の縮減及び年次休暇の取得の促進その他必要な措置を講じることにより、11時間以上の時間を確保するよう努めなければならない。

第2条の2第2項中「(前項の規定により命じられて行う勤務をいう。以下同じ。)」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(人事委員会事務局)